

作成日 2025 年 12 月 01 日
(最終更新日 2025 年 12 月 01 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2025-1-859

課題名 : 敗血症誘発性心筋障害に関する後ろ向き観察研究

1. 研究の対象

東北大学高度救命救急センターに 2014 年 1 月から 2025 年 12 月までの 12 年間に「敗血症」との診断で入院された方、かつ/または受付番号 2014-1-488「敗血症性心筋症に対する心臓核医学検査」の研究において、2014 年 5 月から 2015 年 4 月にかけて登録された方

2. 研究期間

2026 年 1 月 (研究実施許可日) ~2029 年 12 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当機関で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2026 年 2 月 16 日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

感染症に起因する「敗血症」の経過において、心臓の収縮能が低下する、「敗血症誘発性心筋障害」という病態が存在します。「敗血症誘発性心筋障害」は原因が未解明であり診断・治療方法は存在しません。本研究では「敗血症誘発性心筋障害」の患者さんのデータを解析する事で、その特徴や効果的な治療方法を探索致します。

5. 研究方法

2014 年 1 月~2025 年 12 月に当機関で「敗血症」という病名で高度救命救急センターに入院された方の中で心エコー図検査を施行された方を抽出します。その中で心臓の収縮能が低下していた患者さんを「敗血症誘発性心筋障害群」として、心臓の収縮能の低下が見られなかった患者さんを対象群として、両者を比較し、敗血症誘発性心筋障害の症例の特徴を解明します。

また、受付番号 2014-1-488「敗血症性心筋症に対する心臓核医学検査」において、医療画像検査を行った患者さんについては、その画像を用いた詳細な解析を行います。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

診療録 (電子カルテ) 上に記録された病歴、検査所見、画像所見等。

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて研究対象者もしくは研究対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究対象者に不利益が生じることはありません。

当機関における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：
研究責任者・研究事務局
佐藤 公一 助教
東北大学病院循環器内科
〒980-8575
住所：仙台市青葉区星陵町 2-1
TEL：022-717-7153 FAX：022-717-7786
E-mail：koichi.sato.d6@tohoku.ac.jp

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合